

令和6年度第2回仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び 令和6年度第3回仙台市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和6年11月7日（木）13:00 ～ 15:50

2 会 場 仙台市役所本庁舎8階第5委員会室

3 委 員

【仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会】

委員数15名（出席委員13名 欠席委員2名）

- (1) 出席委員 佐藤哲也専門分科会長、中嶋嘉津子専門分科会副会長、
荒井康子委員、神谷哲司委員、川村美智委員、佐藤富美子委員、
丹野由紀委員、千葉亨委員、土倉相委員、内藤梓委員、
平山乾悦委員、三浦正幸委員、村田祐二委員
- (2) 欠席委員 飯島典子委員、高橋香子委員

【仙台市子ども・子育て会議】

委員数24名（出席委員19名 欠席委員5名）

- (1) 出席委員 吉田浩会長、阿部祥大委員、荒井康子委員、市川やや委員、
海老澤永子委員、大橋雄介委員、神谷哲司委員、佐藤哲也委員、
佐藤富美子委員、菅澤美香子委員、高城みさ委員、丹野由紀委員、
千葉亨委員、土倉相委員、中嶋嘉津子委員、平山乾悦委員、
三浦じゅん委員、三浦正幸委員、村田祐二委員
- (2) 欠席委員 飯島典子副会長、植木田潤委員、今野彩子委員、清野英俊委員、
高橋香子委員

4 会議録署名委員 土倉相委員、村田祐二委員

5 議 事

(1) 報告事項

- ① 児童館・児童クラブのあり方検討報告書を踏まえた取組状況について
- ② 「仙台市すこやか子育てプラン2020」の令和5年度実績及び進捗報告について

(2) 協議事項

- ① 一時保護施設の設備及び運営に関する基準について
- ② 保育士配置基準の見直しについて
- ③ 「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」中間案について

議事要旨

1 開 会

2 こども若者局長挨拶

3 委員紹介

4 職員紹介

5 議事の進行について

6 議事

(1) 報告事項

- ① 児童館・児童クラブのあり方検討報告書を踏まえた取組状況について

資料1、資料1別紙に基づき、児童クラブ事業推進課長が説明

(質疑応答) なし

② 「仙台市すこやか子育てプラン2020」の令和5年度実績及び進捗報告について

資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-3別紙、資料2-4に基づき、総務課長が説明

(質疑応答) なし

(2) 協議事項

① 一時保護施設の設備及び運営に関する基準について

資料3に基づき、児童相談所保護支援課長が説明

(質疑応答)

吉田会長：資料3の6ページ「本市の条例で定める基準について」の方向について審議するという認識で良いか。

保護支援課長：この内容で進めてよろしいかご審議賜りたい。

吉田会長：条例案に関して、私ども委員としては、このパブリックコメントを通して意見を出すということになるのか。

総務課長：今回お図りしているのは、進め方と、本市の基準を国の基準の通りにしたいということであり、その方向性が決まれば、国の基準と同様の条例を作ることになるため、国と同様の基準で良いかということについても、ご意見をいただきたい。その内容については、資料3の3ページから5ページに書かれている。

吉田会長：それでは、資料3の3ページから4ページ「内閣府令の概要」を見ていただいて、さらに盛り込むべきことがあるかどうか、5ページの「本市の一時保護所について」、ご意見等があれば、お出しいただきたい。

市川委員：一時保護所の大規模改修を行い、原則個室での対応とし、居住環境の向上を図ったとご説明いただいたが、資料3の5ページにおいて、個室対応は「幼児を除く」と括弧書きで記載があり、表の「居室数」においても、幼児は6人用1室となっている。

児童相談所では、様々な事情があるお子さんを保護する場合が多いと思うが、現場の感覚として、子どもが同室で、気持ちが落ち着くことができるのか、教えていただきたい。

保護支援課長：年齢が低いお子さんについては、個室に一人で過ごすのは寂しいことから、6人1室としているが、現状としては、2～3人や4人ということが多く、保育士や児童指導員と一緒に遊びながら一日を過ごしており、落ち着いて生活ができています。

大橋委員：2点ある。1点目は、今回はあくまで現在の一時保護所の基準であって、仙台市として今後一時保護所を増やしていくとか、そういった話はまた別の論点という理解で合っているかということ。一時保護所が足りないという話は様々なところから聞こえてくるため、そこが少し気になった。

もう1点は、これも様々な意見があるとは思いますが、一時保護所を実際に利用した子どもたちの意見として、「あそこにはもう行きたくない」など、ネガティブな印象を持っていることがかなり多いと感じている。提案ではあるが、子どもの意見を聞いていくということは様々なところで大事にされており、一時保護所の運用やあり方についても、できれば利用したお子さんの声や意見を反映できるようにしていくと良いのでは思う。

保護支援課長：1点目について、確かに一時保護に保護される児童は減ってはならず、定員を5月に20人から30人に増やしたところである。常に定員に近い状態になっている。

今のところ、委託による一時保護などにより、児童の生活環境を大きく損なうほどの定員超えにはなっていないが、状況によっては増設についても検討しなければならないと考えている。

2点目について、5月に個室になったことで、居住環境が良くなったのではないかと感じている。

児童相談所の中では、「子ども会議」という形で子どもの意見を聞く場を設けており、第三者評価でも、子どもへのヒアリングが行われる。今回の基準の策定にあたって、生活している子どもの意見を聞きながら作っていきたいと考えている。引き続き、子どもの声を大切にしていって、運営を向上させていきたい。

吉田会長：第三者評価というのは、誰が実施しているのか。

保護支援課長：第三者評価は、来週受けることになっているが、今回は「日本児童相談業務評価機関」という、児童相談所と一時保護所の第三者評価を専門に行う機関に実施していただく。

吉田会長：可能ならば、その評価の内容をこちらにご報告いただきたい。適切な運営ができていることが分かれば尚良いと思うので、ご検討いただければと思う。

保護支援課長：評価結果については、ホームページで公表する予定である。情報提供もさせていただきたい。

三浦（じ）委員：パブリックコメントの実施について、児童相談所でも配布するということがだが、これは職員に配布してコメントを求めるといったことなのか、あるいは、一時保護所の子どもに対しても、これからの仙台市の一時保護所の運営について説明し、意見を求めることなのか、その辺りを伺いたい。

保護支援課長：児童相談所で配布としているのは、児童相談所にも資料を置いて、来所された方に自由にお取りいただき、ご意見いただけるようにしたいということである。

現在、一時保護中の子どもに対しても、こういった内容を説明し、一時保護所での生活についてどう思うか、どのようにしていったら良いかという話をしたいと考えている。

中嶋委員：先ほど三浦委員からもお話があったが、パブリックコメントの実施について、私ども里親も一時保護所を経由したお子さんをお預かりし養育しているという立場であることから、一時保護所に関し、子どもたちから様々な意見が寄せられる。私ども里親もかなりの情報を得ていると思うため、こういったパブリックコメントに協力していきたいと思う。

なお、一時保護所は、ここ1、2年の間で、大分環境が改善されたと聞いている。例えば食事は、常に温かいご飯や味噌汁などが提供されており、生活環境も個室になり、以前保護されたことのあるお子さんたちからすれば、随分変わったとのことである。これは仙台市の努力によって実現されたものであり、感謝しているが、資料であげられているものは、どちらかというとハード面の方が大きいのではと思う。

昨今の新聞報道でもあり、一時保護所に私物の持ち込みなどを認めるかどうかという議論もある。そのようなソフト面の充実もぜひ図っていただきたい。

また、子どもの意見表明権といったところでは、きちんと子どもたちにも聞き取り調査を行っている私も理解している。引き続き、子どもの声をしっかりと聞き取りながら、一時保護所の運営を行っていただきたい。

保護支援課長：ハード面も充実したが、ソフト面も見直しを進めており、9月からは、私物の持ち込みも一部、開始しているところである。今後も子どもの声を聞きながら、改善に取り組んでいきたい。

パブリックコメントについては、里親の皆様からご意見をいただけるよう、お知らせさせていただく。

吉田会長：広く事業に関わる人々の意見をいただけるよう、お願いしたい。

② 保育士配置基準の見直しについて

資料4に基づき、幼保企画課長が説明

(質疑応答)

海老澤委員：国が配置基準を見直したということは、子どもたちにとって、その基準がベストであると国の方で考えたということかと思う。

そうであれば、令和9年度以降の施行を見据えるということではないと思った。

保育所や幼稚園の事業者さん側の負担に配慮する必要があることは理解できるが、令和6年4月1日に国の基準として施行されていることから考えれば、先延ばしではなく、できるだけ早く改正し、周知をすることが、子どもたちのためになるのではないかと考える。

そこで職員が足りない、確保できないという問題が生じるのであれば、そこをどのように担保していくのかということを検討する必要があるのではないかと。

いつから施行するかということも必要かもしれないが、大事なのは、実施すると決めることであり、一保護者として、スピード感が必要だと感じる。

国が子どもたちにとってそのような保育士配置基準がベストだと思っているにもかかわらず、仙台市は事業者の様子を見て、施行を先延ばしするというように私は受け止めた。

もちろん、最終的に保育を行う事業者との意思疎通は必要だと思うが、大切なのは、やると決めて、できるだけ早期に取り組むことではないかと思った。

吉田会長：国では令和6年3月に基準を公布しており、仙台市での施行が令和9年予定であるというのは、少し時間のずれが大きいように感じるというご意見だったと思うが、令和9年の施行を予定している理由について、もう一度説明していただきたい。

幼保企画課長：今の委員のご意見、ご指摘のとおりと受け止めるが、国は、教育及び保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、経過措置を適用することができるとしている。

現在も各保育施設において、子どもたちを安心・安全に受け入れるため、保育の質の維持、向上に日々努めているところである。

一方で、保育士の人材確保が困難であり、本市もその支援に力を入れているところではあるが、人材不足の解消には至っていないところである。

そのような中、保育士の新たな配置基準を適用することで、場合によっては保育士1人の追加配置が必要になるが、保育士が確保できない場合には、受け入れ児童数を減らさざるを得ない。そうすると、保育施設を利用したいと考えているお子さんが、希望する保育施設に入所できなくなり、待機児童の発生にもつながりかねないことから、そういった事情も考慮させていただいたところである。

また、先日、事業者の皆様に行ったアンケートにおいて、なるべく早く周知してほしい、準備期間が必要というご意見もあったことから、準備期間として2年前には周知が必要という考えのもと、施行予定について、本日出させていただいたところである。

吉田会長：子育て環境の充実の観点からすると、明日にでも国の基準を適用したいところではあると思うが、大急ぎで準備しても2年は掛かるということだったので、令和9年の施行にならざるを得ないところではあるが、積極的な事業者で、前倒しで実施できるというところがあれば、積極的に支援していただきたい。

一方で、保育士を増やすべきではないかという意見もあることから、そのために市として支援できることがあれば、前倒しで達成できるよう、積極的に支援していただきたい。

③「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」中間案について

資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料5-4に基づき、総務課長及び幼保企画課長が説明

(質疑応答)

中嶋委員：資料5-1の77ページ「⑫子育て短期支援事業」について、実施主体に「乳児院（2施設）」と記載がある。乳児院1施設は市外に移転したと思うが、従来通り施設を利用できるという認識で良いか。

また、99ページのNo.148「里親支援事業」に関して、「里親登録者の増加を図り、里親やファミリーホームへの委託を推進するとともに、里親支援専門相談員の配置や研修の実施等によって、里親への支援を充実させる。」と記載があるが、里親支援専門相談員は、新たに配置しない認識だったが、このまま里親支援専門相談員という文言を残して良いか教えていただきたい。

それから、前回の子ども・子育て会議において、こども家庭庁が総務省から里親支援に関して勧告を受けたという話をさせていただいたが、それを受けて、仙台市の令和7年度の保育施設等利用申込みにおいて、里親委託が行われている子どもたちも指数化されていた。これまでは、里親が保育所を利用するにあたって、優先的な措置がなかったことから、大変有難く思う。

子育て安心担当課長：まず1点目、ショートステイ先の乳児院2か所のうち、1か所は現在富谷市に移転されているが、現在でもそちらの施設を希望される方が一定数いらっしゃることから、継続して委託を行っている。

2点目、資料5-1の99ページ、No.148「里親支援事業」における「里親支援専門相談員」については、確認させていただき、後日書面等で回答させていただく。

平山委員：全体的な話ではあるが、こども基本法が制定されたことにより、「こども」の枠組みができた。私は今まで、0歳から18歳までを「こども」の対象として捉えてきたが、18歳から30歳未満の青年期も含むということになった。それが「こども若者プラン」という形になっていると思うが、特に18歳から30歳までの人たちに対する施策というのは、このプランの中ではどのように扱うのか、少し釈然としないところである。

資料5-1の43ページ「(1)可能性を広げる教育と体験の場の従事」の数値目標に関して、「新規にプレーパーク事業を開始した団体数(延べ数)」が、現状値は4団体で、目標値は16団体となっているが、団体数に加えて、開催会場数なども必要なのではないかと。

また、45ページ「(3)自分らしくいられる居場所づくり」の数値目標において、「児童館の小学生自由来館者数」や「児童館の中高校生自由来館者数」の増加を図るということについては賛同するが、そのためには、ワーキンググループでの検討会など、具体的な道筋を作る方が必要なのではないと思う。

それから、77ページの「⑬子育て援助活動支援事業」、仙台すくすくサポート事業について、サービスを提供する方のご自宅でお預かりすることが基本になっているが、今後、児童館やのびすく等の公的な場所も、預かる場として広げていただくと、頼む方も頼まれる方も、より楽に活動に参加できるのではないと思う。

子育て応援都市推進課長：ご質問いただいた中で、資料5-1の43ページ、プレーパークについてお答えする。

プレーパークを新たに立ち上げる団体の支援として、スタートアップ支援の補助金、活動経費への補助金や、プレーリーダーを育成するための研修などの事業を行っているところであるが、ご指摘の通り、地域偏在なく様々なところで、こういった遊びの展開ができることが望ましいと考えている。現状、新たに立ち上げる団体それぞれが公園であるとか、フィールドに行っているため、同じ場所でやるということではなく、自然と様々なところでやっているという

状況がある。

今後、指標としては新たな団体の数で捉えながらも、地域偏在が起らないよう、広く普及できるように取組に力を入れていきたいと考えている。

児童クラブ事業推進課長：私からは 45 ページでご質問いただいた、児童館の自由来館についてお答えさせていただく。

昨年度まで、児童館・児童クラブのあり方検討部会合同会議の中で今後のあり方をご審議いただいたところであるが、児童館での児童クラブのニーズの高まりに伴い、その他の機能の一つである自由来館をどう確保していくかが大きな課題となっていることについても、ご指摘いただいたものと認識している。

その対応として、まず児童クラブの専用区画を広げることにより、本館に余裕を持たせ、遊戯室については専用区画から外すという形で、自由来館のこども達が遊びやすくなるよう、ハード面での対応を順次進めていきたいと思っている。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自由来館を一定制限したことなどにより、「児童館＝小学生の児童クラブ」というイメージが強くなっているところもあると思っている。そもそも、18 歳未満のこども達が来て良いということや、どういった活動をするこどもたちが来やすいのかといったことについて、ワーキング等を設定しながら、運営団体と情報共有や意見交換を重ねることで、事業の充実を図ってまいりたい。

こども若者支援部長：私から少し補足説明させていただく。皆様ご存知の通り、令和 5 年度に「子供未来局」から「こども若者局」と名称を改めた。そして、「こども若者支援部」という新しい部を立ち上げ、「若者支援課」という課も新しく創設したところである。

具体的に本市がどのようなことに取り組んでいるかということをご紹介させていただくと、資料 5-1 の 105 ページ「(1) 若者が活躍できる環境と希望の実現に向けた取り組みの充実」の「①こども・若者が望むライフプランを支える取り組みの推進」において、若者支援課が担当の No. 170「結婚新生活支援事業」、No. 171「若い世代のライフデザイン設計支援事業」、市民局が所管している事業ではあるが、106 ページの「②若者が活躍できる環境づくり」の事業、若者支援課やこども若者相談支援センターが主に所管している「③社会性の向上や就労等に向けた支援の充実」の事業などがある。

なお、これらは今後も継続して取り組んでいくが、少子化への対応については、私どもの部にとどまらず、局を挙げて、もっと言えば、市全体で取り組む大きな課題として、各般の取組をしていかななくてはならないという意識を持っている。そのような意識で、こども若者支援部においても、様々な取組を進めていくということで、現在進めているところである。

総務課長：最後に、すすくサポート事業について回答させていただく。すすくサポート事業は、お子さんを預かってほしい方、預かれる方の支え合いによって成り立っている事業である。

近年、少し状況が変わってきており、習い事などへの送迎を希望する方が多くなっている一方で、車をお持ちの方が少ないという状況があり、ミスマッチが生じている。

また、預かりについても、委員のご指摘のとおり、預かる側のご自宅で預かってもらうことに対して、不安を抱かれる方もいらっしゃる。

そういった意味では、児童館など、ご自宅以外の場所でお預かりすることについて、国の方でも推奨しているため、今後、児童館等でのすすくサポート事業の活動というところもご相談させていただきながら、検討してまいりたいと考える。

大橋委員：今回から新しく加わった、資料 5-1 の 62 ページ「3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の中で、77 ページ以降に、「⑫子育て短期支援事業」、「⑭児童育成支援拠点事業」、「⑯親子関係形成支援事業」など、児童福祉法の改正により新しく始まった事業が入っているが、これらの事業の量の見込みが減っていくような見立てをしているところが、個人的には引っかかっている。

少子化で全体的な子どもの数は減っていくが、困難を抱えた家庭の子どもは増える傾向にあり、不登校児童数も急増している。また、児童虐待相談件数も増えている。そうした状況の中で、量の見込みが減っていくということが、実態と合っているのか疑問に感じた。当然、保育とは異なり需要の見込みの根拠を明確に提示することが難しいのは承知しているが、減っていくというところに引っかかりを覚えたところである。

それに関連して、この量の見込みというものは、プランの中でどういった意味を持つのかという疑問がある。減っていくという量の見込みをどう捉えたら良いのかというところについて教えていただきたい。

総務課長：この事業計画は、平成 27 年度の子ども子育て支援新制度によって始まった計画であるが、当時は、放課後児童クラブも保育所も待機児童が多く、上昇傾向にある中で、量を見込んで、施設を増やしていくという意味合いが強いものであったと考える。それに合わせて、5 年後に向けた施設整備の準備を進めてきたところである。

この間、状況も変わってきており、児童数が減る一方で共働き家庭は増えるという傾向にあり、減少していく数値も出てきたところである。

プランでは、5 年後までの見込みを示しているが、我々としてはさらに細かく、年度毎に来年度の需要見込みというものを立てており、計画と違う部分もしっかりと対応していく必要がある。減っていくという計画であっても、来年度以降の見込みを前年度に立て、毎年度しっかりと考えていきたい。

市川委員：3 点質問させていただきたい。資料 5-1 の 45 ページ「(3) 自分らしくいられる居場所づくり」の数値目標において、「子どものためのサードプレイス事業利用者の満足度」の現状値が空欄であることが、私自身とても気になった。目標値は 80.0%と掲げられているが、どのような根拠でこの数値を出しているのか。

私事ではあるが、小学 1 年生の息子に登校渋りなどがあり、フリースクール等も考え、市内の多様な学びの場を探していたところ、民間や仙台市で実施している団体がいくつかあった。「多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク」という団体では、武山理恵さんという方が、「ふふふ！」な居場所などを支援している。そうした各民間団体から利用者の声を広げる、聞くということが現状できていないため、この現状値が掲載されていないのだろうかと、少し疑問に感じた。

それから、79 ページの「⑩親子関係形成支援事業」について、実施状況に「民間事業者への委託により実施」とあるが、民間事業者が現時点で決まっているのであれば、教えていただきたい。

最後に、息子が発達障害を抱えており、8 月から仙台市のセルフプランで放課後等デイサービスを利用している。幸いなことに環境調整が上手くいっており、穏やかに過ごしているが、コーディネーター役をしていただける相談支援員をずっと探している。現状、新規の受け入れがほとんどできないという状況である。NPO 団体の代表とも連携を取っているところではあるが、他市町村、例えば富谷市の方では、保健師と支援員を必ず付けているということを知り、息子が通っている事業者の管理者の方から伺った。仙台市は富谷市に比べれば、児童数も人口も多く、なり手が不足しているとは思いますが、たまたま私は児童館で働いていたり、保育士であったり、そういった知識があったため、様々なサービスを自分から探しに行きつけてキャッチできたところであるが、一般の親御さんというのは、不登校や行き渋りになったときに、どこを頼ったらいいいのかとても悩まれるだろうし、放課後等デイサービスすらわからない親御さんもいると思う。小学校の入学式の説明資料の中に、市内の放課後等デイサービスの事業者一覧等の資料も加えて周知していただけると、上手く情報をキャッチでき、大変になったときの相談先が見つけやすくなるのではないかと思います。

こども支援給付課長：1 点目にご質問いただいた、サードプレイス事業の目標の設定についてお答えさせていただく。

この事業は令和 6 年 6 月から事業を開始したところであり、今後、満足度のような数値を把

握していくという段階にあるため、現状値はまだ把握していないところであった。

目標値については、お子様が通所されるにあたり、どうしても希望されていない方もいらっしゃるということを踏まえ、目標として 80.0% 辺りを掲げるのが妥当と考えたところである。

子育て安心担当課長：私からは、資料 5-1 の 79 ページ「⑩親子関係形成支援事業」の実施主体について回答させていただく。

親子関係形成支援事業につきましては、内容も含め、これから検討していくという状況であり、現時点で事業者は決まっていない。

神谷委員：今までのお話や、先ほどご説明のあった事業概要の具体的な中身については、これから詰めるという認識で良いか。

資料 5-1 の 84 ページ「(1) 権利を守る取り組みの推進」「①こども・若者の権利に関する周知啓発」の No. 1「こどもの権利に関する意識啓発」において、「新中学生の保護者へのパンフレット配付等を通じ、こどもの権利、及び権利侵害の防止・健全育成等に関する啓発を行う。」と記載があるが、今回子どもに対しても周知率 50.0% を目標にすることなので、具体的に直接子どもにどう伝えるかということも作っていただいても良いかと思う。

また、57 ページの「(1) 量の見込み算出の考え方」における、認定区分の概要についての説明であるが、これは何かの定義に基づいて記載しているのか伺いたい。

というのも、1 号認定だけが「学校教育の利用希望」とされており、2 号認定のところ「学校教育の利用希望」といった記載がないが、一方で、58 ページの「【量の見込みと確保方策】」の 2 号認定の箇所を見ると、教育希望が強い方と、そうでない方が分けて記載されており、2 号認定でも学校教育の利用希望の方がいらっしゃるのではないかと思った。書き方に齟齬があるようにも見えてしまうので、整理していただく必要があるのではないかと考える。

佐藤（哲）委員：神谷委員の意見に関連するが、情報発信としての資料 5-3 がとても気になった。教育における情報の発信、つまり一つの啓発活動であるが、ターゲットはどこかということがとても大切なことである。発達の過程で捉えると、幼児、児童、生徒あるいは学生、若者がある。表紙裏のイラストでは、小学校低学年ぐらいの男の子と女の子から吹き出しが出ている。しかし内容を見ると、文字も情報も多い。小学生は読もうという気持ちにならないだろうと思った。せっかく子どもの声を聴いたのであれば、情報や文字の量、デザインを大胆に再検討していただき、小学生の子どもたちにも手に取って読んでもらい、理解しやすいようにするとういことを考える。そうであれば大人も分かるものになると考える。

また、認定区分については、最近では満 3 歳になる前から、幼稚園のレセプションクラスなどの形で門戸が開かれているため、理論上は、1 号も 2 号も 3 号も、いずれの認定区分であっても学校教育の利用ができるということを、私の方からも、一言申し添えさせていただく。

三浦（じ）委員：私も資料 5-3 が気になっており、2 ページ目の「①こどもにとって『最もよいこと』の実現をめざします！」のところで、「こどもの権利」とあるが、「こどもの権利」とは一体何なのかと思うのではないか。もう少し書き方を考えた方が良いかと思う。例えば、学年や年齢によってパンフレットを別にするというのもあり得ると思う。

また、資料 5-3 は、啓発を目的とした資料だと思うが、これに対して子どもが意見を言えるように、二次元コードなどを付けても良いのではないかと思った。そうすれば、このプランに対して、様々な子どもの意見を聞くことができるのではないかと思う。

資料 5-1 の 87 ページ「(2) 意見尊重と、主体的な社会参画に向けた取り組み ②こども・若者の意見を施策に活かす取り組みの推進」の No. 37 において、「仙台市のこども施策の策定・実施・評価等における当事者意見反映の推進」という事業があり、子どもの意見聴取の手法等についてとりまとめ、当事者意見の反映を推進していくという記載があり、場を設定して意見を吸い上げるというのは、1 つの有効な方法だと思うが、このようなパンフレットから不特定多数の意見を吸い上げるということを検討しても良いのではと思う。

吉田会長：今の指摘は、1つは、認定区分について、資料5-1の57ページの表の内容と、58ページの計算で使用している定義が揃っていないという問題であり、善処いただければと思う。

2つ目は、パンフレットのデザイン上の問題であり、子どもを支えますというよりは、皆さんを支えますと言った方が良いと思うが、その表記の問題とデザインについて事務局から説明があれば願います。

総務課長：まず、神谷委員からご質問いただいた事業の具体的な中身について、令和7年度以降の事業については、考えていることはあるが、まだ予算が決まっておらず、確実なことは言えない状況である。

啓発のためのパンフレットについては、子どもといっても、小学生対象のもの、中高生対象のものなどが必要と考えている。また、親御さんに対しても必要であり、資料5-1の84ページでは新中学生保護者と書いているが、新小学生ぐらいの保護者への啓発も今後必要になっていくという認識はある。国も新たに分かりやすいパンフレットを作るということで、それを利用しながら、仙台市でも作ることを検討していきたい。

資料5-3は、今回のパブリックコメント用のパンフレットである。昨年行った「こども・若者アンケート」も、自分で資料を読み取って意見を書くことができる、小学5年生以上を対象としており、今回の資料5-3は、その方々に対するフィードバックの形を取っていることから、小学校高学年向けに漢字表記なども検討し作成したところである。

ただし、先ほどご意見いただいた通り、直すべきところについてご意見いただければ、いただいた内容も含めて改善していきたい。

認定給付課長：先ほど、資料5-3の57ページの認定区分についてご質問があった件について説明させていただく。

認定区分については、57ページ下部の注釈に「子供・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用を希望する場合、保護者の就労状況等をもとにした、利用のための設定を受ける必要があります。」と記載しており、子供・子育て支援新制度において、1号認定、2号認定、3号認定がこのような定義で位置付けられているものであり、本市が独自に設定するものではなく、国の法律に基づく制度となっている。

また、58ページにおいて、こちら量の見込みを算定するにあたって、国の方で、教育希望が強い2号認定の場合については、注釈の（注3）にある通り、「2号認定の『教育希望強い』については、2号認定のニーズのうち幼稚園の利用を希望するこどもであり、幼稚園の定員である1号認定の確保方策で対応する」と位置付けており、実際の認定教育、保育認定を受ける方の制度上の定義と、量の確保策での方の定義が別のものであり、このような表記をさせていただいているところである。

吉田会長：57ページは量の見込み算出の考え方であるので、これに従って作ったという場合には、58ページの結果は、57ページを見て、第三者が計算できるようにしなければならないと考える。制度の説明と、仙台市が行った算出の考え方の説明が別であれば、この57ページの一番上の表に相当するもので、計算に使用した考え方というのをお示しいただければと思う。

千葉委員：認定区分に関して、先日小学校の先生が5歳児クラスを見学に来たが、保育に教育を取り入れている現場を見て大変驚かされていた。

小学校の先生ですら、いまだに保育所というのは、教育ではなく遊びだけを行っているという認識を持っており、我々も教育を行っているという部分については、もっとPRしていかなくはないと思っているが、現状として保育所でも教育は取り入れているため、そちらは誤解のないようにしていただきたい。

配置基準に関しては、70年以上、4・5歳児の配置基準は変わっていなかった。ようやく変わるという印象である。見直しにあたり、財政面の課題もあると思うが、可能であれば、国の基準ではなく市独自の基準を設定していただきたい。そうすれば、国が基準を変えるからといって、そこで慌てて事業所に周知し変えてくださいというのではなく、猶予期間も確保できる

はずである。1歳児の配置基準が変わるのであれば、是非とも独自の基準も見直しいただいて、設定していただければと思う。

また、資料5-1の53ページ「保育士を十分に確保できた施設の割合」について、私は1年以上前にも意見を出した記憶があるが、現状値80.2%で、目標値が現状維持とあるが、目標値を上げていただきたいと思う。いまだに続く不適切保育などで、保育士のイメージが下降気味であり、なり手不足でもあることから、この職を選ぶ学生も少なくなっているというところもある。保育士の確保が十分であれば、保育の質の向上にも繋がると思うため、現状維持ではなく、もう少し高い数値を目指していただきたいと思う。

次に、資料5-1の95ページ「小規模保育事業の運営支援」、「家庭的保育事業の運営支援」等に関して、保育所への支援について記載がないが、保育所に対する支援がないことについて、何か理由があるのかお聞きしたい。

また、96ページのNo.115「公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実」とあるが、事業概要には、新設の施設に対しての支援が明確に書かれているが、既存の施設に対しての支援はどのようになっているのかお聞きしたい。

最後に、先程の話に戻るが、保育士等が十分に確保できれば、96ページの「保育士等の職員研修の充実」にも繋がり、子どもたちにも十分な保育の提供が可能になると考える。まずは保育士の確保についても一度見直していただきたいと思う。

運営支援課長：「保育士を十分に確保できた施設の割合」についてお答えする。現状値80.2%に対して、目標値を現状維持としたところであるが、これについては、先程、配置基準の見直しの話があったが、より多くの保育士が必要となることを踏まえ、まずは現状維持ということで掲げさせていただいたものである。

委員のご意見を踏まえ、どのような目標を設定するのが適切か、検討させていただきたい。

その他、認定区分の表記、研修についてのご意見をいただいたが、その点も合わせて検討させていただきたい。

土倉委員：ショートステイ事業は、子育てが孤立してしまい、短い時間だけでも預けるところがないかという状況で施設を頼ることが多いと思う。

施設の実態として、特に今年度、急にこのショートステイの問い合わせが増えたという印象を持っている。これは仙台天使園だけではなく、仙台市内の他の施設に状況を聞いてみても、急に増えており、希望者が絶えずいらっしゃる状況とのことである。

これに対応しなくてはならないと思うが、施設には措置された児童がおり、夏休み前ぐらいまでは少し空きスペースもあり、希望の通り受け入れることも可能だが、その時期を過ぎると、受け入れが難しくなる。

量の見込みを出す場合に、ショートステイの利用数を基礎にすると、そこをミスリーディングする可能性があるのではと思う。

区役所では、電話が掛かってきた時点での状況で、今は受け入れが難しいとお答えし、それでもう諦めてしまう方がいらっしやると伺っている。後で別な機会でお預かりしたお子さんの保護者からも、実はこの日にも頼みたかったという話を伺うこともあり、そのような潜在的なニーズというのは、区役所に掛かってくる電話の件数等からでないと、本当の需要は計れないのではと思う。

実際、施設に対して6日間の利用希望があり、職員のローテーションを工夫し2日間までなら受け入れるといった対応することもあるため、最大のニーズがどこにあるのかということをご把握していただきたい。

この事業は子育てが困難な家庭の助けになる事業だと思うため、その辺の実態を丁寧に見ていただけたらと思う。

子育て安心担当課長：委員ご指摘のとおり、今回の量の見込みについては、様々な観点で見る必要があるが、利用実態を活用させていただいたところである。今年度利用希望が非常に伸びていることは当課でも把握しており、それが今後、人口減少に伴って下がっていくという単純な

ものではないとも認識している。再度、ご指摘いただいた観点からも検討してみたいと思う。

神谷委員：先程、認定区分についてご説明いただき、国の定義であるというお話であったが、いまインターネットで探したが見つけられなかった。大阪市のホームページでは「学校教育のみの利用希望」という表現を使用しており、私も、「学校教育のみ」であれば理解できる。「学校教育の利用希望」については、改めて元の定義をご確認いただければと思う。

吉田会長：後日確認して、情報提供していただければと思う。

大橋委員：今の土倉委員のご意見や、先ほどの総務課長のお話も踏まえて、量の見込みの考え方については、この計画の中に補足した方が、市民の方が見た際に誤解がないと思うため、ご検討いただければと思う。

吉田会長：この基準となった利用意向率なども載せていただくと、納得の度合いが高まるのではないかと思う。可能な限り、どのように算出したのか、分かるようにしていただけると良いのではと思う。

三浦（じ）委員：資料5-1の52ページの数値目標について、「楽しいと感じることの多いこどもの割合」が、現状値88.3%で、目標値93.0%、若者75.0%とあるが、この目標はどのようにして決めたのか。仙台市は100%を目指さないのか、目指す姿勢を見せても良いのではと思った。

総務課長：その議論はとても大事なところである。事務局においても、すべての項目で100%を目指すべきではないかという議論があり、今ご指摘いただいたところは特にその必要があるのではという意見もあった。

ただし、行政の目標として、現実性や計画性を持ち、10年後、20年後にそのような状態を目指していくという考えのもと、5年後はここまで持っていくという整理をし、93.0%という数値を置いたところであり、100%を目指す経過の数値である。

吉田会長：大まかに言うと、現状値から5年で5%程度上がっているの、年1%ずつ改善していくイメージではないかと推察される。

それに関して言えば、例えば資料5-1の53ページに「『自分の将来について明るい希望がある』と思うこども・若者の割合」の目標値が80.0%とあるが、20.0%は希望が持てなくても良いというわけではなく、なるべく100%を目指すべきであり、そこは私たちが毎年検証して、もっと上げた方が良いとか、こうしたら上がるのではないかということについて、意見を申し述べていくことになるかと思う。

市川委員：町内会で、医療的ケア児を育てている方がいるため、意見として述べさせていただく。資料5-1の116ページ「（3）個別のニーズに応じたこども・子育て家庭への支援の充実①多様な保育サービス等の充実」のNo.244に「医療的ケア児の受け入れ」という事業が掲載されている。医療的ケア児のお子さんの多くは養護学校や支援学校に通われており、多くの母親は仕事をせず、毎日学校への送迎を行っている状況にあると思う。

この度、仙台市の送迎サービスが少し充実したとその方からお聞きしたところではあるが、制度はできて、仕組みがフレキシブルではなく、使いづらい仕組みがまだあるとのことだった。

財政面やソフト面での課題があると思うが、医療的ケア児の送迎もより充実すると、母親が自分で送迎することなく、例えばパートなど短時間でもお仕事ができるのではと思った。

総務課長：学校も含めて、関係機関の方にお伝えする。

吉田会長：議論が尽きないところであるが、掲載事業が全部で 296 項目あり、今日この時間ですべてを議論するというのはかなり難しいため、個別に気がついたことがあれば、後日電子メール等で事務局にお寄せいただければと思う。

総務課長：今日いただいた意見等については、11 月 27 日にパブリックコメントで公表する中間案にすべてを反映することは難しいため、1 月、2 月にお示しする最終案に反映させていただく。ご意見等あれば、教えていただければありがたい。

吉田会長：その他になければ、本日の議事はこれにて終了とさせていただく。円滑な進行にご協力いただき感謝申し上げます。

7 閉 会

以上